

令和 8 年度 第 1 回東近江市地域包括支援センター運営協議会 議事概要

日時	令和 8 年 7 月 2 日（木）午前 10 時から 11 時 30 分まで
場所	市役所 315 会議室（新館）
出席	黄地委員、森野委員、三谷委員、宮川委員、伊藤委員、楠神委員、若林委員、廣田委員
欠席	古道委員、伊藤委員
傍聴	なし
事務局	福祉部次長、福祉部管理監、東近江市地域包括支援センター、能登川地域包括支援センター、五個荘地域包括支援センター、八日市地域包括支援センター、蒲生地域包括支援センター、長寿福祉課

1 開会

定刻通りに開会

2 開会挨拶

東近江市福祉部次長挨拶

3 会長の選出

東近江市地域包括支援センター規則第 12 条の規定に基づき、委員の互選により会長を選出

事務局から三谷委員案を提案し、承認された。

4 会議成立宣言

本協議会委員の過半数以上が出席しているため開催要件を満たすことを報告

5 議事

(1) 令和 7 年度事業報告及び令和 8 年度事業計画について

〈資料 1, 2-1, 2-2, 3 に基づき説明〉

質疑	
委員	地域ケア個別会議等で抽出された個別課題が、実際に地域資源創出や地域づくりに繋がった過去の好事例はあるか。

事務局	能登川地区が令和6年から最も早く地域ケア推進会議を立ち上げ、商店やドラッグストア、JAなどの多様な地域住民を巻き込んだ情報共有を進めているが、現段階では「課題の共有」に留まっており、新たな社会資源を創出する（地域づくりに繋げる）段階には至っておらず、今後の課題と認識している。
委員	本市の介護保険認定率（16%）が全国（19.9%）より低い要因は、農業をされている高齢者が多いことなど、福祉分野以外の理由もあると思うが、市の見解としてはどうか。
事務局	要因は非常に複雑で一概には言えないが、本市が進めてきた介護予防事業の成果も一因と捉えている。また、農業従事者が多い点や、地域のサロンやスポーツ活動に活発に参加する元気な高齢者が多いこと（地域特性）、医療サービスと介護認定のバランスなど、様々な要因が複合的に影響していると考えている。
委員	地域包括支援センターが今後すべて委託となる中で、中核となる「基幹型」としての機能（主任ケアマネジャー等による困難事例の後方支援など）を担う優秀な人材の確保はどう考えているか。
事務局	地域包括支援センターの3職種（保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー）は業務の重なりを大切にしており、主任ケアマネジャーの役割は単なる実務だけでなく、地域の介護・医療連携のネットワークづくりや、居宅介護支援事業所への個別困難事例に対する「後方支援（スーパービジョン）」にある。こうした統括的役割やネットワークを企画・推進できる能力を持った人材を適切に配置できるよう、市としてのバックアップ体制を検討していく。
委員	若年性認知症の方の「居場所」の具体像や、障害福祉サービスとの連携状況はどうか。
事務局	実際の支援では、障害福祉と介護保険のサービスを併用して生活を支えるケースが多い。若年性の方は就労意欲や家族の経済的課題（年金受給までの期間）を抱えていることが多いが、症状の進行に伴い一般の障害者作業所での作業継続が困難になるミスマッチが生じている。現在は、利用している通所（デイサービス）の場でスタッフの「お手伝い」のような役割を担ってもらうことで、尊厳を保ちながら活動できる居場所づくりを行っている事例があり、これが有効な選択肢の一つと考えている。

(2) 第10期東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画について

て

〈当日資料に基づき説明〉

質疑	
委員	成年後見制度の改正が議論されており、本人の意思決定を「支援」する方向に変わる過渡期にある。成年後見制度の利用促進という表現が良いのかどうか。後見人が付かない・後見人業務終了後の高齢者を地域でどう支えるか、計画（第5章等）の中で「地域での見守り・権利擁護体制」をどう表現するか検討してほしい。
事務局	指摘の通り、「後見制度の利用促進」という狭い枠に留まらず、本人の意思を尊重しつつ地域で支える全体の体系づくりについて、専門の受任機関等と連携・議論しながら、計画内の表現や施策内容をブラッシュアップしていく。
委員	東近江市の保険料（5,200円）が県内最安なのは市民にとって喜ばしいが、近隣市町では、ケアマネジャーの離職防止のために市からの補助を上乗せしている市や、予防ケアマネジメントの委託料を独自に引き上げている町、福祉施設の新人職員の研修費補助を行う町など、介護保険料を財源とした独自の事業者支援策を打っていると聞いている。東近江市ではそういったことがなされていないため、介護職の確保がなされず、人材不足によるサービス供給不足となり、結果的に必要なサービスが受けられないという事態にならないか。東近江市でも、介護人材の確保のために、保険料を適切に設定して必要な支援策を行う検討はなされているか。
事務局	他自治体の情報を踏まえ、保険料をただ安く据え置くことの是非も含めて、第10期に向けた保険料算定のプロセスの中で、どのような施策に財源を充当すべきか慎重に見直し・検討を行っていく。

(3) 愛東・永源寺・湖東地域包括支援センターの設置について

〈資料4に基づき説明〉

質疑なし

(4)介護予防委託契約事業所について

〈資料5に基づき説明〉

質疑	
委員	承認を求められているが、事業所名と住所の簡易情報しかなく、何を判断基準とすればよいのか。
事務局	前提として、すべて県等の正式な指定を受けた信頼性のある居宅介護支援事業所であることを事務局で事前に確認しており、本協議会での承認は包括センターの判断だけで独占的に契約を結ぶことを防ぐための法的プロセスである。

(4)について出席者全員が承認

議事(1)から(4)について出席者全員が公開について承認

6 その他

次回会議は令和9年2月頃を予定

ケアマネジャーの安全確保に係る対策について情報共有

地域包括支援センターの窓口開設時間についての情報共有

6月の処遇改善加算への対応状況について報告